

令和6年度 京都市はぐくみ推進審議会 第2回幼保推進部会
会議録

日 時	令和6年10月15日（火）18：00～20：40
場 所	キャンパスプラザ京都 2階第3会議室
出席者	伊佐貴美子委員、和泉景子委員（Zoom 参加）、内海日出子委員、 川北典子委員、杉本五十洋委員、富田宏子委員、中野浩子委員（Zoom 参加）、 藤本明弘委員、升光泰雄委員、丸橋泰子委員（遅参）、矢島里美委員、 山田恵子委員、吉田正幸委員（Zoom 参加） （50音順）
欠席者	なし
次 第	＜議 題＞ 1 京都市はぐくみプラン素案について（意見聴取） 2 第三期事業計画における需給調整の特例の取扱いについて（意見聴取） 3 保育所等における保育士配置の特例に関する経過措置の取扱いについて（報告事項）

事務局	それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和6年度第2回幼保推進部会を始めさせていただきます。 皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。 本日の司会を務めさせていただきます、幼保総合支援室幼保企画課長の横川と申します。 本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。 本日、和泉委員、中野委員、吉田委員におかれましては、ZOOMを活用してのオンライン参加をいただいております。 丸橋委員につきましては、現在いらっしゃいませんが御出席の御連絡をいただいております。 「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして、委員13名中12名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室長の金井塚より御挨拶申し上げます。
金井塚室長	<開会あいさつ>
事務局	次に、本日の資料についてでございます。 資料につきましては事前に共有をさせていただいておりましたが、席上に同じものを配布させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。 また、先週金曜日までにいただいた御意見につきましても併せて席上に配付しておりますので御確認ください。 後ほど、議題ごとに委員の皆様から御意見をいただきますが、事前に御意見を提出いただいた委員におかれましては、事前に提出いただいた意見の説明・補足をしていただいても構いませんし、追加の意見

川北部会長	をおっしゃっていただいても構いませんので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは本日の議事に移らせていただきます。 ここからの議事進行につきましては川北部会長にお願いしたいと思います。 川北部会長よろしくお願いいたします。 本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、また、先ほど室長から御説明がありましたとおり、3つの議題を予定しております。 いずれも重要な議題であり、各委員の皆様から広く御意見をいただくため、1つの案件に対して、複数回御発言をいただくことはお控えいただきたいと存じます。 もし他の委員の御意見を聞かれて、更に意見を述べたいことなどあれば、お手元の御意見、御質問表に御記入のうえ、事務局宛に提出していただきますようお願いいたします。 できる限りたくさんの委員の皆様に御意見をいただきたいと思っておりますので、御発言はできる限り簡潔にさせていただき、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。
川北部会長	それでは、まず1つ目の議題の「京都市はぐくみプラン素案」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料1>を用いて説明>
川北部会長	それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
杉本委員	説明いただいた内容は、第3期事業計画におけるハード面に関する記載が主になっていて、利用者目線の記載が欠けているように思う。子ども、保育者、行政、この3者については記載されているが、利用者についての記載が不足している。 保育の必要量に対する供給量は充足しているため、次は保育の質を考えるべきである。各保育施設が理念と方針に基づいて、子どもに対してよかれと思って実施する、自由で多様な取組が保育の質を高めていくと思う。そういった各種取組を見て、保護者が自由に選択できる

事務局	環境において、施設同士が切磋琢磨し、保育の質を高めることにつながる。素案にはもう少し、何が保育の質を高めることなのか、子どもと利用者の満足につながるのかといったことを記載した方がよい。 本日は、なるべく多くの方から御意見をいただき、今後のプランの策定に活かしたいと考えているため、個々の御意見への回答は控えさせていただき、頂いた御意見は今後のプラン策定等に活かしていきたいと考えている。 そのうえで、杉本委員に御指摘いただいた点について簡潔に申し上げるが、保育の質を高めるという点が次期計画で求められてるという認識は、我々も持っている。 また、保育の質の向上に向けて、保育園、幼稚園、認定こども園、それぞれの施設が切磋琢磨していくということや、保護者の方に多様な選択肢を提示するというのも非常に重要なことであると、我々も考えている。 一方で、それを実現するための手法として、行政からの規制をなくしていくという手法がいいのではないかという御意見をいただいたが、本市としては、多様な選択肢を維持していくためにも、今後の5年間については、一定の規制は必要であると考えている。
升光委員	次期プランの素案においては、子どもが育つ、それから子育てをするということを、社会全体の公の役割として記載されているため、課題とそれに対する方策というような構成となっているが、子どもが育つことや子育ての意味を深めていくということに対し、社会全体が感情で動かないと難しい時代なんじゃないかという気がする。 素案中、丁寧に個々の課題と方策が書かれているが、「取り組んでいく。推進していく。」というその主体は、行政だけではなくて、保育関係者や当事者等それぞれの立場ということになると思う。 素案中にロマンを感じたい。素案に基づいて、今後、行政等から様々な働きかけをされることになるが、保育施設等の現状としては人手不足等で運営がギリギリであり、社会全体が子ども・子育てに熱い思いを持たないと、行き詰まる現状を突き抜けていけない気がする。 行政で苦勞されて素案を作成されたのは分かるが、気運を醸成するには、提示されている素案にもう少し共感を得られる記載ができないかと素朴に思う。 現時点で具体的な対応案を思いつかないが、「このままではあかん

矢島委員	ぞ」というコロナ禍に感じたような気概が足りないと思うので、私自身、引き続き考えていきたいと思う。 資料１－３５において、働き方改革について述べられているが、子どもを育む仕事に就いているものや人たちが、やっぱり希望や生きがいを持って働けるように、本当の意味での働き方改革を推進していくことが大事だと思っている。 そのために、企業や社会を挙げて、取り組んでいただくことを切望するし、その具体策として、どうしていくべきかということまで含めて、事業計画の中に触れていただきたいと思う。 また、現行プランにおいては、最後に京都市はぐくみ推進審議会からの提言ということで、それぞれの部会からの意見をまとめた記載があった。 今回も幼保推進部会を含めた７つの部会からの提言としてまとめることで、広く市民に各部会の思いを伝えることができるのではないかなと思うので、ぜひ追加していただきたい。
富田委員	例えば１－１５の妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援という記載があるが、私自身保育士であることに加え、自身の妊娠・出産を経験してきている中で、２人目の出産のときに妊娠期から幼児期まで、切れ目のない支援をしていただいたという実感がある。妊娠期に、近くの保育園が実施していた子育て教室が週２週間に１回開催されてたので飛び込みで参加し、１歳児の保護者と親しくなることで、子育てはこういうものなんだ、２人目の出産がこういうもので、今の時代の子育てがこういうものだということを教えてもらった。妊娠期・出産期と、各施設と関わる中で、周りのいろんな方に支援していただいた。１人目とはまた違う育て方ができた。 妊娠前からどうやって保護者の支援に取り組んでいけばよいのかというところを考えていかなければいけない。 例えば、産婦人科で来院者に対し、妊娠期や乳幼児を育てる保護者が活用できる様々な支援施設があるという情報を周知するなど。もっと妊娠期の保護者に向けて発信することが必要だと思う。 従事している保育園では、随時、新規入園希望者の見学に対応しているが、最近、令和７年度保育利用申込関係書類が配布され始めたので慌てて来られる保護者もいらっしゃる。 妊娠期から見学に来られる方もいらっしゃるが、この時期に来られ

藤本委員	ている方は、どこの保育園にしようか迷われながら来園されており、併せてマイ保育園登録をされるという方が多い。 そういった方が見学に来られたときは、各保育施設でいろいろな子育て支援をしているから、過ごしやすいこの時期にぜひ遊びに行ってみてね、と案内している。 ただ、園に来られる保護者は、どこの保育施設にしようか迷われており、気持ちに余裕がない方が多いと思うので、これまでの自分の子育ての経験等をどのように伝えたらよいだろうか、と素案等を見て感じている。 これまでの意見で共通しているのは、素案自体は本当に大事なことが書いてあるが、本当にこれをしていくぞという気概や本気度を感じにくいということ。素案そのものについて、さらっと書いてるとは言わないが、素案を実現するための想いが伝わらない。実現するためには、京都市はこうするんだというような宣言というか覚悟みたいなものが、必要だと思う。矢島委員も働き方改革のことをおっしゃったが、具体的にどうするかということを落とし込めていないところがあり、1－12の第1章の1のこどもまんなか社会になっていない。 こどもまんなか社会への意識が足りておらず、行政の皆さんの中で本気度がどうなのかと感じてしまう。 子どもの将来にとってどうかという視点だけではなく、子どもたちが今この瞬間を豊かに生きていくこと、子育てをしている保護者の方も豊かに生きていくことができる社会を目指すことで、そういった社会が実現できる。 門川前市長からは子育て施策等への思いを直接聞いたことがあるが、松井市長からはこういったことについて、トップリーダーとして、お話しを1度も聞いたことない。 ビデオメッセージが欲しかったということではないが、この会議でも何らかのメッセージの出し様はあったと思う。そういったものもなく、このプランを作っていくうえでのトップリーダーとしての想い、熱量等が見えないのは非常に残念だと思う。そのあたりの本気度がもっと前に出るべきじゃないかと思う。
吉田委員	資料1－12で「子ども・子育てにやさしい社会づくり」とあり、これが一番の理念としてタイトルになっているが、そのあとに出てくる文章で、「子育て世代にやさしいまちづくり」という箇所があるが、

住宅の支援や、多様な遊び場の拡充など、対象はまさに「子ども・子育て」家庭であるので、「子育て世代にやさしいまちづくり」というのは違和感がある。

それから非常に大きな特徴として、「子ども・若者の意見反映」ということで大変大切な視点であるが、もう1つ大切な視点は、「意見を聞かせてください、言ってください」という働きかけが大事である一方で、子どもの年齢発達によるが、子ども自身がちゃんと自分の意思・意見を持って、それをちゃんと表明できるという、大げさに言えば子どもの意見表明権を保障するだけではなく、子どもの意見形成の支援をしなければならない。ちゃんと意見を持ち、意見を言えるようなその手前のプロセスから、大切にさせていただく視点が必要だというふうには常々考えている。

また、子どもの貧困問題、これも直接的には経済的な貧困ということが当然最も重要だとは思いますが、最近では、関係性の貧困であったり、経験の貧困であったり、貧困が大変多様なものであって、決して経済的に貧しくない家庭であっても様々な貧困に陥ってる。

地域の中で孤立するということがかなり深刻化しており、そういう観点からすれば資料1-19で多様な遊びや体験等と記載があり、これは関係性の貧困や経験の貧困にも関わる部分になる。子どもの貧困を少し広く捉えて、総合的にこれを解消していくという姿勢を持っていただくとありがたい。

それから、こども誰でも通園制度は大変重要だと思うが、これは前回も申し上げたように、子どもを主体に据えた子どものための仕組みである。その一方で、一時預かり事業は保護者のための仕組みであり、両方の制度が必要だと思っている。

であれば、こども誰でも通園制度の充実はもちろん大事であるが、一時預かり事業を更に拡充していただかないと、一時預かり事業が使い勝手が悪いとか、十分な量的保障ができないということになると、こども誰でも通園制度は一時預かり事業的な使われ方をしてしまうことが予想される。

両者は本質的に由来が違うので、両方活かすためには、両方の拡充をバランスよく整えることはとても重要だと思うためぜひお考えいただきたい。

それから、これまでの委員の皆様がおっしゃったような、素案に想いが見えないという視点はもっともだと思う。

ただ、そうは言っても、はぐくみプランは法律に基づいた法定計画

内海委員	であるため、素案の文言や表現を何かいじればいいというレベルの話ではない。事業計画の素案として現状の表現でよいと思うが、例えば、この幼保推進部会やはぐくみ推進審議会全体で、何かの決意表明や、あるいは国会であれば附帯決議というものがあり、法律の文言を修正するわけではないが、そこの本質の魂の部分で、関わった委員がその思いを集約した形で示すということはあるといいのではないかなと思う。そこに思いを持っていれば、この計画に少し血が流れるんじゃないかなという気もするので、別立てでそういう発想もあると思う。 資料１－１５にある、「市営保育所の今後の役割について」という内容を素案に記載いただいたことで、私立である保育園の立場としては、公民で一緒にやっていけるという思いですごく良いなと思った。 資料１－２６にある、「幼児教育・保育の体制確保と質の向上」であるとか、資料１－３３の「こどもまんなか社会」の実現に向けた担い手の育成・確保」という部分では、市内の養成校のうち、京都文教短期大学もなくなるということで、養成校自体が減っていくところである。 少子化で子どもが減っていくが、同時に保育者になりたいという人たちも減る中で、どのように担い手を確保していくのかということが問題になっている。 幼稚園・保育園等関わらず、担い手が不足している現状があり、今後の対応として、どのように保育職に就くことの良さをアピールしていったいただいたらいいのかなと思う。
丸橋委員	今回の素案、丁寧に様々なことをちゃんと書いていると思った。 我々の法人では、子どもが育つ環境において、１番大切なのは夫婦、家の環境であると感じることから、京都イクメン図鑑を作っており、２番目に大切なのは各保育施設だと思っているから、京都の認定こども園等の情報を発行している。 我々の団体は不登校の子どもを持つ親の支援を７年行った。先日、東京で実施された保育士向けの研修でお話しをお聞きした。 講師の方が不登校に詳しい方で、現在不登校の数が最多になっていて、不登校の発生は小学校２年生からが最多であり、これは保育施設での教育・保育に原因があるとの紹介があったが、どの保育施設の先生方も本当に頑張っていらっしゃることを知っているからこそ、その

山田委員	因果関係がとても気になった。 子どもにとって、人生の土台を作る大事な時期に、質の高い教育・保育を受けても、様々な要因で自殺や、ひきこもり、不登校になることはあるし、または人をいじめたり、犯罪に走ったりしてしまうということもある。 京都のレベルの高い教育・保育を、保育施設を利用している乳幼児期に、どのようにして受けられるかが大事だと思うが、研修でのお話を聞くとその思いはより強固なものになった。 保護者の中でも、教育・保育について誤解している方がいらっしゃるため、各保育施設の従事者の方々は、私が受けたような研修を受講し、自園に持ち帰って実践するなどして、京都のより良い教育・保育を作り上げている、ということを伝えたい。 私としてはいわゆる２人目の壁をなくして欲しいが、１人目の子を持つ保護者も、もっと大切にして欲しいと感じている。そのためにも、各保育施設の保育士等の力を借りながら、よりよい京都の教育・保育環境づくりに活かしていただきたい。 プランの素案への記載内容がとても良いもので感銘を受けている。 今、私の園では、マイ保育園登録をしており、今日も利用者がお越しであった。これまで妊婦の方が、１５人ほどお越しになっており、初めての妊娠というお母様たちからは、どんなふうに妊娠期に育んでいけばよいか、どんなＣＤを聞いたらいいか等いろいろと聞かれる。 マイ保育園制度を活用して来園される方からは、様々な情報は飛び交ってるけど、どれを信じたらいいのか分からないという声をいただくので、こちらからいろいろとお話させていただいている。 資料１－１６の「京都ならではの」「様々な遊びと体験」のところで、「ようこそアーティスト」や広報誌「あつまれ！京わくわくのトビラ」等の記載があるが、当該広報誌は、行政区ごとに発行されており、様々な妊婦等子育て世帯向けの記事が掲載されている。 京都での子育ては安心できるよ、という具体的なメッセージを発信いただくと、保護者は安心できると思う。
中野委員	各委員の意見を聞いていて、こどもまんなか社会への熱量とか、機運の醸成というお話があり、そのとおりだと思った。 今回の素案を見て、世の中に子ども・子育てに関して、いろいろと考えるべき問題があるということを実感している。

事務局	それに対して、皆さんが丁寧にとしたら良いか、真剣に考えられているということを感じている。 身近な話として、私の家の近くにある公園では、子どもたちが遊んでいると、近くに住む高齢者の方から、うるさいとか、ボールが危ないとか、水がもったいない等、クレームが入っており、公園での遊びがいろいろと禁止されており、のびのびと遊べない状況がある。 それに対して、子どもたちからも、そういう高齢者のことを、うっとうしい、怖い等と感じており、高齢者から子どもたちに対して禁止することばかりが増えていると感じている。 子どもたちの遊びの場が、萎縮していて、子どもの居場所といった記載が素案にもあったが、ぜひ良い方向に進むといいなと思う。 また、高齢者が増えているこの状況で、こどもまんなか社会を打ち出すと、受け取り方に大きな世代間ギャップが生じるのではないかと思う。皆さんはそれぞれ生活があって、自分たちの生活が必死で、生活を良くして欲しいという気持ちが強く、余裕がない社会になってるなど感じる。こどもまんなか社会ということで、本当に未来のために、これらの意識とか、施策が理解されて、実現されるように期待している。 今委員の皆様からいただいた、こどもまんなか社会を実現するうえでの熱意や、計画を実行するうえでの周囲を巻き込んでいく力やロマン等については、非常に重要な御指摘だと思っている。 御意見を踏まえて、まずはこのプランの正案の策定に活かして参りたいと思っているが、当然、プランを策定することが目的ではない。プランを実行するうえでも、我々京都市の職員もしっかりと委員の皆様方の熱意を受け取め、その熱意を持って施策推進に当たっていきたいと思っている。 またトップリダーの姿勢というお話もあった。 このプランの策定にあたっては市長自身も若者の意見を取り入れるため、ユースカウンシル京都という団体と意見交換を実施している。また、例えば「居場所」と「出番」という柱建ては市長自身がよく言われることであり、「居場所」というのは言葉どおりであるが、「出番」というのは、子どもは支えられる側だけではなくて、子ども自身もまちの活力を支える立場でもあるということで、子どもを含めたいろんな立場の方に「出番」を作っていこうという市長のメッセージだと我々も受け取っている。
-----	--

	さらに、本日頂いた御意見にあった、幼保推進部会からの審議会への提言という御意見も含め、しっかり関係課と共有して、良いプランを作っていきたいと思っている。
川北部会長	プランへの本気度が見えてくるのは今からということによろしいか。
事務局	御指摘のとおり。
川北部会長	もしお時間の都合で、発言できなかったことや、他の先生方の意見も聞かれて、これも言っておきたいという意見がありましたらお手元の御意見・御質問票を活用していただくようお願いいたします。
川北部会長	それでは次の議題に移ります。 2つ目の議題の「第三期事業計画における需給調整の特例の取扱い」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	<資料2>を用いて説明>
川北部会長	それではただいまの説明について御意見・御質問ございましたらお願いいたします。 本件につきましては、資料2の「3 見直しに向けた基本的な考え方」において、京都市から3つの基本的な考え方が示されておりますので、それぞれ順に御意見をお聞きしていきたいと思います。
川北部会長	まず、3の①、「認定こども園に移行する場合に上乗せできる定員の上限」について、御意見等ありましたら、お願いいたします。
杉本委員	上乗せできる定員の上限というのはどの部分を指すのか。
事務局	上乗せというのは、3%の部分を指す。 保育園から認定こども園への移行時の1号や幼稚園から認定こども園への移行時の2・3号の上乗せ部分のこと。
杉本委員	基本的には、幼稚園や保育園の由来に関係なく、規制する必要はないと考える。

事務局	理由は、それぞれの園が、認定こども園に移行するということは、少子化の中で自園の特徴等を踏まえたうえで、決定されるものであり、3%の移行上限枠の中で移行しようという考えではないからである。自園を設置する地域、あるいは状況としては、認定こども園に移行したほうが良いといった経営上の判断があるため、移行上限枠を設定することで、逆に経営上の足かせになったり、重荷になったりすることが考えられる。特に大きな理由がなければ、幼稚園も保育園も、認定こども園への移行について、上乗せの人数上限の規制について意見はないのではないかと思います。 資料中確認したい点があるが、資料別紙2-2にある現行ルールに関する表の中で、幼稚園から認定こども園に移行する場合は、例として、認可定員150名で、認定児童数100名。その内訳が、新1号認定70名、新2号認定30名。3号認定が5名の幼稚園が移行すると、1号認定上限が112名となっている。2号認定は、預かり保育も含むということで、30名がそのまま維持される。それから3号認定の児童が5名というのが上限であり、3%分の3名をいずれかに上乗せして合計が150名となる。 このとき150名というのは、認可定員が150名なのであって、移行直前の利用園児数は100名である。それが移行することによって、枠が150名に増えることになる。幼稚園における認可定員は、京都府が認可し、保育園で言う利用定員に当てはめれば、このとき児童数100名が実際の定員数だと思うが、認定こども園に移行するときに、1～3号すべて含めて、150名に増えるというのは、何かちょっとおかしい計算だと思う。 そういったこともあり、上乗せルールはなくてもいいのではないかと思います。 御指摘いただいた認可定員について、認定児童数100名に対して3%である3名を上限に上乗せを認めるという形になっている。 幼稚園と保育園で認可定員の考え方が違うという部分があるので、単純な比較はできないが、この認可定員150名については、実際に利用されている児童数ではないので、100名に対して上限3名ということで、プラス3%の計算をしているもの。そこに2号認定の30名、3号認定の5名に、上限3%分の3名を加えて38名が、新しい認定での2・3号定員児童数となり、それを単に定員150名から差し引いて、その上限としては112名まで定員として設定できるとい
-----	--

藤本委員	うことになる。実態としてはこの100名を基準に上乘せについては考えるというところで、幼稚園と保育園の間での不公平は生じていないと考えている。 今杉本委員から御意見があった内容について、理解はできる。 そもそも、1度ルールとして制定したからといって見直さないことはおかしいので、現計画の策定から5年を経過するに当たって、これまでの経過や今後どうするかということをしっかり議論していくことが大事である。 そのうえで、過去を振り返ると、京都では、歴史的に民間の保育所、幼稚園がしっかりとお互いに機能を果たしてきた中で、京都の保育、子育て文化を担ってきた。そうした経過の中で、認定こども園の新制度ができたことで、子どもたちを保育施設間で取り合う懸念が生まれた。実際に子どもたちを保育施設間で取り合うこととなると、既存の保育所や幼稚園が利用者不足で廃園になり、結果的に子どもたちの行き場がなくなり、保護者が保育に関する多様な選択ができなくなるかもしれない。これを避けるために、目安としていたのがニーズ調査であった。 ニーズ調査では、当初からすでに京都市内すべての提供区域において、供給過剰となっている状況であった。更に現行計画の5年間にも、供給過剰が進んでいる。今後ますます加速していくと思う。 そういう中で、いわゆるニーズ調査だけを見込み量の目安とすると1号認定枠が全く必要ないという見え方になるが、調査上の数字だけではなく、実際の認定こども園の現場の状況や、子どもたちの実情を考えると、保護者の就労状況が変わり、そのために転園を余儀なくされるようなことをできるだけ防いでいくべきである。 現行のルール設定時には、そうした保育園由来の認定こども園における1号認定の児童やその保護者のことを尊重すべきという考え方にに基づき、3%の移行上限枠が必要という取扱いに至った。 また、移行上限枠が3%では不足するという議論があったことから、社会情勢や保護者の利益も踏まえ、幼稚園として対立するだけではなく、幼稚園由来の認定こども園における2・3号の移行上限枠が10人に引き上げる一方、保育園由来の認定こども園における1号定員引き上げを最大15人に引き上げたという認識である。 そうした経緯がある中で、現状は1号認定の利用者数は少なくなってきたおり、2・3号認定の子どもの全体数が減ってきている中で、
-------------	---

升光委員	こうした移行上限枠を無くしてしまうと、大きな余裕のある園だけが生き残っていく環境になってしまう。 そうすると、多様な保育施設というものが、京都市内から失われてしまうことになるため、移行上限のいわゆる現行の３％ルールは、今後もやはり維持していくべきだと考える。 供給過剰がどんどん進む状況の中で、保育の質との関係があるかもしれないが、子どもたちが過ごす施設が、これまで各々が大切な役割を担ってきたことは事実である。 認定こども園について、移行を促進することは国の方針であるため、認可抑制ではなく、移行できる状況の中で、移行上限枠を作り、今までの施設が存続していけるようなルール作りが大切だと考える。 ニーズ調査に関する議題においては、これまでから申し上げているとおり、子育てというのは、子どもたちが大きくなっても、ちゃんと帰っていける場所を作ることだと思う。 今利用している子どもはもちろん、必死に子育てをしている保護者自身にとっても、必要な場所でもあると同時に、帰ることができる、立ち寄れる場所であるということが大切だと思う。 そうした見えないニーズに踏み込むところに、京都の文化があり、これまで京都の幼児教育・保育を支えてきたと考えるので、保護者の多様な選択肢を維持していくためにも、そうした考えを大切にすべきである。
和泉委員	私の身近にある私立幼稚園でも、つい最近認定こども園への移行を検討していると聞き、やはり時代の流れであるため、認定こども園を利用したいと考える保護者が多いことは分かるが、これまで幼稚園に子どもを預けてきた身としては、認定こども園に移行すると寂しいという気持ちがある。 幼稚園は先生方が長く勤めておられ、子どもたちを守ってくださっているところという印象があり、そうした風土とともに幼稚園としてこのまま維持したいと思われる先生も多いと思うので、できれば保育園は保育園の良さ、幼稚園は幼稚園の良さ、認定こども園は認定こども園の良さと、京都市は色々な環境を選択できるようにしていただくことで、保育の多様性につながられると考える。これまでの環境を守りつつ、認定こども園への移行についてより良い方法がないか、と考えている。

内海委員	私共で運営している園は、保育園から幼保連携型の認定子ども園に移行した。移行に当たり、卒園児の保護者からは、保護者が就労を検討後、やっぱり働かないという選択をしても、今利用している保育施設に通い続けたいという思いに応えられるという点に、認定こども園のメリットがあるというお話を聞いた。 特定の保育施設に通わせたい場合や、既にきょうだい児が通園している保護者が下の子が生まれて産休になったときに、上の子どもを1号認定で振り替えられる等、保護者の希望に沿って対応しやすいという点で認定こども園の良さを感じているが、「1号定員の移行上限15人を超えるからダメ」と一律に決めるのではなく、その時々保護者のニーズに合わせて柔軟に対応できるとより良いと思っている。 認定こども園に移行するということは、地域に対して子育て支援、働く方への支援ができる施設として自信を持って保育教諭の配置もしているので、その点も含めて認定こども園に移行するメリットを伝えていければと思う。
矢島委員	皆さんの意見と同じである。保育園から認定こども園に移行する初年度は3%ルールで、どんなに定員が少ない園でも3%が上限であるということが現行ルールであるが、2年目からは、上限定員数15名という上限枠が設定される。 それでも実態としては、上限を超えて利用希望者が多いので、すべての保護者の希望には応えられないというところもある。 そのため、定員の設定は各園の判断において、実利用者や将来の利用見込み等も含めて、決定することでよいのではないかと思う。
川北部会長	それぞれのお立場からいろいろな御意見いただきましたので、この辺りで、次の②に対する意見聴取に、移りたいと思います。 ②に記載している、「幼稚園の預かり保育分の2号、3号児童への振替」について御意見ありましたら、よろしくお願いします。
矢島委員	3の②に記載の「当該振替え分は、必要最小限となるように、見直しを行うことが必要」というのはどういうことか。
事務局	まだ具体的な数値等が決まってるわけではないのでその点については今後の検討要素ではあるが、幼稚園から認定こども園への移行においては、預かり保育部分は、現に就労等で保育が必要な方、新2号

	認定を受けておられる方を受け入れていただいているということで、待機児童の解消に貢献いただいている枠である。そういったことを踏まえ、新2号認定でこれまで御利用されてきた方が認定こども園に移行される際に、2号認定で利用されたいと希望される方もいらっしゃると思うので、そういったニーズに対応していく必要があるため、必要最低限、過剰な供給とならないよう、移行上限枠を設定したいと考えており、これから具体的な数字の方の検討をしていくもの。
杉本委員	現在の、2号認定はすべて振り替えるという点について、一定抑制するという意向か。
事務局	先ほども説明したとおり、2・3号認定の供給量が過剰になっている状況のため、一定の見直しということが必要と考えている。
杉本委員	認定こども園への移行上限数に関する意見聴取においても申し上げたが、行政からの移行上限規制は要らないと思っている。2・3号認定についても同様に、規制する必要はないと思う。 なぜなら、規制するのは保育施設や行政の論理であり、利用する保護者からすれば知らない話である。例えば3%の移行上限数に対し、3人の移行枠数を設けたとしたときに、仮に3号認定の利用希望者が、4人来られた場合、1人は違う保育施設へ行かなければならないということが生じる。認定こども園においては、保護者への柔軟な対応ができる施設種別であるにも関わらず、上限規制により希望者のうち1人は他園へ行かざるをえないということは、保護者の意向を尊重していないということ。 また、幼稚園から認定こども園へ移行する際の、預かり保育利用者を2・3号に振り替えるのは当然だと思うが、前年の4月時点での預かり保育の利用者数と、その次の4月とでは利用者数が違うかもしれない。利用者数が少ないときに移行する場合もあるし、逆に多いときの場合もあると思うが、判定時点によって数が大きく変わるかもしれない。要は、預かり保育の利用者が、園側の認定こども園への移行に伴って退園しなければならないという状況を作り出してはいけない。保護者目線からすると全く意向に沿っていないという状況が発生する恐れがあるので、上限規制を設けなくてもよいと思う。規制を撤廃すると、保育業界における過当競争が生じると言われるが、規模の小さい保育施設はそれとして運営していけばよく、小規模保育事業者も

藤本委員	同様。規模の大きい保育施設でも、運営が楽なわけではなく、大変な苦労はある。認定こども園、保育園等は、本当に子どものことを思って一生懸命やっている。ただ、それが結果的に保護者の評価を受けて存続できるところになるのかならないのかは、神のみぞ知ること。保育施設を設置している地域事情や、保育施設の個別の事情等もあり、様々な要因の中で運営しているが、そういった各施設の状況を見捨ててひとまとめにして規制していくのはおかしいと思う。 地域の特性を活かし、各保育施設の子育てに対する想いを子どもにぶつけて、育てていくということ、あるいは、保護者への支援をしていくということも含めて、今求められてることにすべて取り組んでいく、100%取り組んだら次は120%取り組むんだという熱意が伝わっていく仕組みにして欲しいと思う。 それから先ほど、山田委員がおっしゃった広報誌について、各園が独自に取り組んでいるものについて、松井市長に表彰してもらおう等の取り上げ方をしてもらえるとよいのではないかな。 ただ広報誌を作っているから表彰するというものではなく、優れた取組で、利用者にとって良いものが伸びていけるような環境づくりを京都市として取り組んでいただけるとありがたいと思う。 今杉本委員がおっしゃった部分で言うと、後半のいわゆる預かり保育に関する取扱いについては、同じ意見であるが、前半の幼稚園だけが有利になるようにという話ではなく、そもそもニーズ調査のときから、供給過剰がずっと続いているという実態を踏まえ、1号認定の部分についてはいわゆる3%ルールを設定すべきだと考える。 供給過剰でなければ上限数の設定は必要ないと思うが、現に供給過剰であるから規制が必要であるというところを理解していただきたい。 いわゆる預かり保育の部分についても、基本的に利用する保護者や子どものための制度であるということが大前提であることから、保護者が希望した受け入れを維持することは大事だと思う。 その中で1号認定について様々な議論があるが、現行ルールが落としどころであるというのが私たちの意見である。 一方、2・3号認定について。京都市内の多くの私立幼稚園は、今のところ私学助成園が多く、その中で社会の役割を果たしていくということで、認定こども園には移行しないが、子育ての支援を京都市と一緒に協力した形で行ってきた。保護者の長期休業期間中も、預かり
------	--

	保育を実施しており、保育の確保量の充実に貢献をしており、京都市のいわゆる保育ニーズの受け皿としての機能をしっかり果たしてきているという実績がある。 別の言い方をすると、こういった機能を果たしているからこそ、京都市内に新たに認可保育所や小規模保育事業所を設置する必要がない状況となっている。そのことが待機児童の解消にも実際に貢献していることは事実である。 そうした機能を持つ幼稚園が認定こども園に移行するときに、4月1日の利用時点の利用者数を基準に認められない方向になると、利用者間の分断を生んでしまう。 具体的には、認定こども園に移行するために、新2号認定の利用者の中で、2号認定になる利用者と、新2号認定になる利用者として分断され、保護者間でのあつれきや不満、対立を生む危険があり、こういった利用者目線に立たない振り分けは、断じて許されるものではないと思う。そのため、行政の作る仕組みの中で待機児童を生むようなことを起こさず、利用者が2号認定を希望される場合はその希望に応じて認められるようにしていくべきだと思う。そんなことをしてしまえば、まさしく京都市の汚点にもなりかねない。 それから、子ども・子育て支援法の第3条に規定される、市町村の責務ということで、これは法律の規定であるため、FAQよりも上位概念であるが、これをしっかりと読み取って市民のために遂行すべきだと思う。 そもそも同じ条件の下に、利用する施設が違うだけで、新2号認定と2号認定の2種類が存在していることが矛盾している。同じような条件の利用者の間で払う保育料が変わってくるのか、おかしい話だと思う。 重ねての話となるが、これまでから幼稚園が果たしてきている預かり保育は、見込み数ではなく実績であるので、より尊重すべきであり、現行の形を継続するべきと考える。
川北部会長	今の藤本委員の御意見の中で、2号・新2号認定に関して事務局から何かありますか。
事務局	先ほど矢島先生にお答えの重複部分もあるが、2号認定、新2号認定について、いずれの場合も、就労要件がある方であり、移行に当たっての不利益が生じないように対応しているものである。

事務局	いただいた意見をどういった形で反映していくかというのは今後検討してまいりたい。 杉本委員から、行政からの規制をなくすべきじゃないかという御意見をいただいた。①の論点とも重なるが、「引き続き最低限の上限数を維持していく」という点について、その趣旨を補足説明させていただく。 規制をなくすという御意見は、確かにその時点をスポットで見ると、保護者の選択肢が広がるという見方ができるが、一方でもう少し長い時間軸で見た場合、子どもの数が大幅に減っていく状況で、新規の保育施設を設置しない一方で、規制をなくして上乗せの定員を上限なしに認めるということは、新しい保育施設を作ることと等しい結果になってしまう。 そうした状況下では、周辺施設の中には、淘汰される園が発生し得る。それにより、待機児童の発生や施設選択に係る保護者の多様な選択肢を奪うことにつながりかねないと考えている。 今回、基本的な考え方に示させていただいた、「上乗せできる定員上限は、引き続き最低限を維持していく」という考え方は、少なくとも次期計画の5年間については維持していきたいと考えている。
和泉委員	私の子どもが通っていた幼稚園は、認定こども園に移行されたいという方針であると伺っていて、そちらの幼稚園に関しては、1号認定の利用者が多く、2・3号認定の利用者もいらっしゃるという状況で、確かにその施設ごとの定員設定は必要であるが、あまり1号認定、2号認定、3号認定と細かく定員設定されてしまうと、今まで利用してきた幼稚園が認定こども園に変わったときに、利用し続けることができるのか、保護者としては不安だという声を耳にしている。 実際に、仕事などの保護者の事情で保育施設を利用したいとおっしゃる方がいらっしゃる一方で、この保育施設だから、子どもがこの施設であれば、伸び伸びと社会性を学んだり、いろいろな教育を受けたりできる、という希望を持って利用したいと思っておられる保護者も多いと思う。 実際、私も特定の幼稚園を利用したいと思ったのは、その園であれば、いろいろな経験をさせてくれるだろう、施設の先生方と、また入園している子どもたちとのコミュニケーションを、自分の子どもが取れるようになれるだろう、という希望を持って入園を決めたので、認

	定区分によって、利用できる施設が限られてしまうのは、保護者にとって選択肢が狭まってしまって苦しいと思う。 そのため、ゆとりを持って各施設の運営ができるよう、それぞれの意見を取り入れていただけるとありがたいと思う。
内海委員	保育園連盟の立場でお話しさせていただく。 現在、保育園連盟には、認定こども園と保育園の両方の施設が加盟している。 確認だが、子どもが減少していく中で、次期計画期間の5年間で、現在の利用者が退園しなければならないような急激な定員数変更を行うということではなく、徐々に調整を進めるということによいか。
事務局	今利用されている在園児が退園を余儀なくされるということはないようにしたいと考えているが、次期計画期間の5年間に於いて徐々に調整するというのではなく、今後5年間に適用するルールを検討したいと考えているもの。
内海委員	保育園連盟としては、3%ルールにおける上限枠と言いながら、幼稚園からの移行の場合、預かり保育枠があり、定員数が増えていく形になっていたのは、おかしいんじゃないかという意見が加盟園からあったため、今回のルール見直しで双方にとって公平なルールを提案いただけるものと捉えている。 連盟としては、提示された方針で進めていただきたいと考えている。
吉田委員	まず、規制という話があったが、現状の取扱いとはルールであり、過剰な規制であるとは考えていない。そもそも認可、認定される施設の話であり、当然守るべき法律法令があって、約束事・ルールがある。 それを、規制を無くして何でもありということであれば、それは認可外保育施設の話になるので、認可を行ったうえで公的な施設として運営するうえでは、リーズナブルなルールは存在する。そのルールの厳しさが規制という言葉になったのかもしれないが、私は規制だと思っていない。ただ、ルールのあり方をどうするかということの議論は必要だと思っている。 それから2・3号認定の扱いについて。幼稚園が認定こども園に移行した場合の新2号認定に関する話があったが、おそらく現在でも幼

升光委員	幼稚園のままで、ほぼ保育所と同じような、長時間の受け入れを実施している場合は、その時間も含めた無償化の対象になっているので、それはこの制度で言うと2号認定の利用者とほとんど同じ保育認定ということになる。当然、現在、幼稚園の預かり保育で毎日一定時間、保育を受けている子どもは、2号認定とほとんど変わらないことになるので、利用状況に合わせてそのまま認定されるべきものである。 一方で幼稚園の預かり保育を、例えば週に1回しか利用していない場合は、その利用状況を受けて2号認定に移行するわけではないので、そのあたりの区別を丁寧に確認したうえで議論を進める必要があると思う。 それから次期計画期間の向こう5年間という話が出たのはとても重要なことで、保育の量の見込みとして数千人減っていく見込みであるところ、もう1つの前提は、子どもの減少を京都市がそのままにするのかということではなくて、他県へ人口流出等の課題がある中で、他都市に人口が流出しないよう、むしろ他の地域から京都市に子育て家庭に来てもらうための魅力のある地域を作るための施策が同時に打たれなければいけない。あくまでも今見込んでいる令和7年度以降の計画上の需要、供給の5年間の流れの中の前提で考えている話であり、その状況は当然変化していくことを、前向きにどう捉えるかという視点も必要である。 今後、働き方がかなり変わるので、保育ニーズは多様化するし、それに加え、利用者の多様な選択というのが生まれ、保育施設同士が利用者を取り合うというよりは、質の高い教育・保育を提供しながら、利用者の多様な選択を可能な限り実現していくという考え方になる。 だから規制を無くすという意味ではなく、保育の質を担保するための職員配置等のルールの中で丁寧な議論をしていただきたいという要望である。 幼稚園から認定こども園への移行という点について、制度の始期においては待機児童が非常に多かったことから、京都市においては、幼稚園の預かり保育を1つの待機児童の受け皿としてきた経過がある。 1号認定の子どもが過ごす場所としての機能だけを持つ幼稚園ということではなく、そういった当時の課題を担う施設類型として、幼稚園の機能の中に預かり保育を含んだものとして、幼児教育に一步踏み込んでいるものであると認識している。 これまでから幼稚園が認定こども園へ移行する際には、預かり保育
-------------	---

	の利用者を定員に取り込んだ形で移行してきている理由はそこにあると考える。 当時の京都市の課題が、保育園だけで担いきれなかった部分を、その社会の状況を踏まえ、5日間、11時間保育をするということを幼稚園の機能として持たせて、実際に展開したものである。 それが今、預かり保育の部分が認定こども園への移行に伴って2・3号認定の枠が減ることになると、幼稚園側としては、急にはしごが外された、外されて幼稚園は本来の1号認定の子どものみ受け入れておけばよい、と言われているような気にさえなってしまう。 このような過去の経過を踏まえ、京都市における幼稚園の機能を改めて認識いただきたい。
川北部会長	3の③、在園中の児童への配慮というところにつきましても、御意見をお願いいたします。
杉本委員	在園中の子どもが退園を余儀なくされるとか、何か制限を受けるようなことは、当然あってはいけないことなので、それなりに臨機応変な対策が必要ではないかと思うが、現在、保育園と認定こども園が全く同じ括りの中で扱われている状況がある。 待機児童が発生している状況であれば、認定こども園であろうが保育園であろうが、利用調整を受けるのは当然のことと考えている。 保育の確保量において9,000人分の供給過剰が生じていることから、保育園と認定こども園の役割の違いを明確にしていいただかなければ、認定こども園としては困っている。 待機児童がほとんどいない市町村については、認定こども園に第1希望で申し込めば基本的に希望どおり利用できることとなっている。 その中で、2・3号認定の利用者が設定している定員数よりも多い場合は、利用調整があるものだと思うが、基本的に1号認定なり、2・3号認定なり、定員数の中であれば、申し込んだところで利用できるのが、認定こども園のいいところではないかと思っている。 明確に保育園を第1希望で申し込まれた方が、そこで枠がなく、例えば、保留になったとき、認定こども園の利用希望に変更された場合、既に認定こども園を申し込んでいる方と同じ土俵で比較されるのは、認定こども園と保育園を元々分けているという趣旨からして、おかしいのではないかと思う。 今までの状況とは変わってきていることから、認定こども園と保育

	園の違いを明確にしていきたい。 加えて、もう 1 点要望として、保育園でも認定こども園でも利用を希望する保護者は、その希望園に申請する形にしてもらえないか。そうすることで、保護者の利用したい園に対する意思は明らかになる。特に保育園の場合は、申請を受けても入所決定は各区役所・支所で行うため、区役所・支所へ書類を送付することになるが、認定こども園の場合には、申請先が利用する施設であるため、施設からはいつ頃であれば入所できるという案内ができる。認定こども園は園の状況に応じて保護者への説明ができ、保護者はそれによって自分の就労する時期を決めたり、家庭の都合に合わせたりと、先の見通しが立てやすくなる。 入所の決定権が区役所・支所にあるというのと、認定こども園自身にあるということの違いを明確にしていきたいと思う。 また、保育園も認定こども園も、これまでから 4 月入園の利用者が大多数であるが、今では毎月入園希望者のリストを確認し、対応できるか区役所・支所に回答している状態である。施設側においては、入園の希望受付に随時対応できる状況になっている。 幼稚園に関しては、自主的にルールを設ければそれは結構だと思うが、やはり保育園と認定こども園は随時受付をするという対応が保護者の就労の支援になるし、家庭のいろいろな事情への対応にもつながると思うので、入園申請を第 1 希望しか申請できないという形にしていきたい。 ちなみに、保護者が子どもを入所させるために区役所・支所に電話をすると、この園はもういっぱい利用できません、という案内をされることがあり、そういった案内をされると、それを聞いた保護者はもうその保育施設は利用できないものだ、と、利用希望の選択肢から外してしまう。悪意があるわけではないが、そういった案内一つで、保護者は望んだ保育施設を諦めざるをえない状況が発生しており、そういった制限があってはいけないと思うので、そういったことを回避できる仕組みを考えていただければと思う。
川北部会長	ただいまの杉本委員の御意見、3 の③ということではなくて、全体を通してということでもよろしいですか。
杉本委員	問題ない。

事務局	何点か御意見をいただいた。 まず1点目に、利用調整を今後続けていくかどうかということであるが、御指摘のとおり、定員割れの施設が増えてきている状況にはある。しかしながら、その中でも、現在全体の3割近く、100を超える施設において、定員を上回る受け入れをお願いしている状況にあるのも事実。 また、年度途中入所希望の方にあっては、現在入所が困難で、歳児や地域によっては数か月の入所待ちというケースもあるという状況である。地域や歳児、時期などによってニーズに偏在があるものの、利用調整と、それに応えていただいている各施設の協力の下で、なんとか年度当初の待機児童数が0人になっているという状況であり、多様な選択肢の提供のためには、まだ利用調整が必要な状況に変わりない。利用調整を廃止して、保護者が希望する園に入っただけという状況に、現時点で持っていくことは難しいと考えている。 2点目に、保育利用の申込みについて。保護者が希望される保育施設宛に提出することは、令和7年度4月入所分について、11月1日までの入所申込みを、第1希望の施設に提出していただくということで現在も実施している。11月1日以降については、各保育施設から区役所・支所に送付する事務的な時間の都合もあるため、利用希望者から区役所・支所に直接送付いただくという扱いにしているが、可能な限り第1希望の保育施設に提出いただくこととしている。もちろんその前に希望園への見学等もしていただくということをお願いしている。 3点目に、入園は毎月随時実施することについて。現状でも、育休明け等で年度途中から入所希望される方は一定数おられるため、各保育施設において、受入れ枠を設けていただき対応いただいております、感謝しておるところである。 一方で、一般に4月は3月に卒園されることで、枠が大きく変動する時期であることから、4月の入園調整は、今後も続ける必要があると考えている。
藤本委員	3の③に記載の、「退園を余儀なくされる」状況が生じると非常によくない。認定こども園、幼稚園、保育園等、園の事情で退園させられるということは、絶対防ぐべきことである。ただ、2号認定を希望する利用者が2号認定を受けられないというときに、やむなく現状利用している園を退園する必要性が生じる可能性がある。

山田委員	さきほど吉田委員が、私学助成園のいわゆる預かり保育も充実しているの、そこまで利用に当たっては変わらないとおっしゃったが、保護者負担から考えると、公的な支援が大幅に違うため、長期休業中の預かり保育代など、相当自己負担が高くなる。そういう違いが現実にあるというところが、保護者の方からすると、この園を引き続き利用したいがやむを得ず退園するということになってしまうので、それを避けるための知恵を出していかないといけないと強く思う。 今の認定こども園への移行に当たり、定員上限の数を少なくするのであれば、さっき言ったような今の利用者が2号認定を受けたいと希望される場合の救済措置を考えていかないといけない。3の③に記載されている、退園を余儀なくされるという状態を肯定してしまうことにならないように考えなければならない。先ほど吉田委員がおっしゃられた、いわゆるルールというのは守らなければいけない。園庭や保育室の面積基準、人員配置等もちろんクリアしたうえでの話になるが、そういったことが大前提だということは言うまでもないと思う。 小規模保育事業所であるが、現場では、保育士スタッフ共々保護者の気持ちで悩んでいる。3歳になって施設を移行する時、次の3年間でどうなるか、やきもきしている保護者が多い。子どもにとって、その子に合った成長発達、心身の発達、そして、付随的に文化的な要素や音楽に力をいれている施設などがあるが、具体的な移行先の保育施設を案内するのが難しい。 私も、保護者の気持ちで区役所のはぐくみ室等に確認しながら、保育園、何名募集されているとか、施設の状況によっては受け入れ枠が2名である等、細やかに状況を保護者に伝えられるよう工夫している。それでも、はぐくみ室からは第5希望園くらいまで記載するようにした方がよい等と案内がある、という状況である。お住まいの校区や保護者の就労の際の通勤ルート等によって、保護者のニーズ、それからそれぞれの子どもの心身の発達にも合わせた園を、これまでの知見を交えて、紹介しているので、本来は第1希望の保育施設に通園できることが一番ありがたいと考えている。 施設側の受け入れ枠についても、先ほど藤本委員がおっしゃったが、保育士数や庭園の面積等いろいろな事情が施設によってあるため、思うようにいかないところがあると思う。 移行時の上限規制があるからなのか、やはり、移行時の空き枠が各世帯の希望どおりにはなっていないので、その子にとって良い選択と
------	---

吉田委員	なるよう、様々な提案をするため、ばあばの気持ちと一緒に、保護者とともに悩んでいるところである。 1つは藤本委員がおっしゃった中で、幼稚園から認定こども園になった場合、利用者のコストが上がるということをおっしゃったが、認定こども園になれば、逆に預かり保育の料金を徴収せずに、2号認定の子どもは無償化されているので、別途、上乗せ徴収しない限り、負担が増えるということはないと思っている。 それから事務局から、利用調整を完全に無くすことは難しいというお話であったが、今日の私の意見書に国の資料を添付しており、そこに記載していることとしては、利用調整をゼロにするということではなく、第1希望の認定こども園を優先するということで、それが原因で入所できないとか第1希望だけやるとかという話ではない。 また、場合によっては2号認定の子どもだけあるいは3号認定の子どもだけという区分の取扱いもできるということである。少なくとも、かねてから京都市は待機児童ゼロとおっしゃっているところで、待機児童ゼロということは定員超過の状況であり、入所できない方がいないので、利用調整を少し緩めて、より利用希望者の思いに寄り添い、第1希望を優先するという話である。 ただし、当然、例えば障害をお持ちの子どもや、母子家庭など、そもそも児童福祉の観点で優先利用を実施すべき利用者に対応した上であることを申し添えておく。待機児童がいるような、利用調整が必要な状況等、本当に必要な方が保育を受けられないということはあってはならないので、待機児童がいないということであれば、第1希望の方を優先したとしても、第2第3の方でも必ずどこかの施設に入るという前提のもとで、この運用を少し弾力化しましょうという点について、もう少し丁寧な議論をしていただきたい。
矢島委員	認定こども園は、利用施設と利用者との間の直接契約で成り立っているので、需給調整はどうしてもなじまないように思う。 また、そもそも直接契約の認定こども園と市町村からの委託の保育園との、制度上の違いがあるのにもかかわらず、同じ扱いになっているというのにも疑問を感じている。
内海委員	保育園由来の利用者で3号認定の子どもたちは、3歳になると、区役所・支所から2号認定に変わります、と手紙が届く。これは何の意

事務局	味があるのか、とよく保護者に聞かれるが、保育料も何も変わらない。 満3歳から1号認定では保育料が無償化されるが、3号認定だと同じ満3歳でも無償化にならない。それなら幼稚園に変わりますとおっしゃる保護者がいらっしゃるので、経済的な負担感が利用施設間で生まれてしまう。 満3歳になったら無償化する取扱いはどうなのか、という意見があるので、伝えさせていただく。 内海委員からいただいた満3歳から1号認定の場合は利用料が無償になるという点について、これは国の制度でこうなっているが、本市の市会でも取り上げられたことがあり、そういった御意見も踏まえて国には制度改善を要望はしているところである。 また、吉田委員からいただいた、認定こども園の利用調整の緩和という御意見について、先ほども申し上げたとおりではあるが、京都市の現状として、定員割れの施設がある一方で、100を超える施設で定員超過がまだ発生していたり、潜在的な待機児童の数も実は増えていたりというような状況がある。利用調整を緩和して、認定こども園に第1希望の方が入所いただけるルールを国が設けていることは承知しているが、こういった状況でそのルールを適用すると、保育の必要性の高い子どもが、希望する施設の利用ができなくなる可能性や、人気のある保育施設に利用希望が集中して、定員割れの施設が更に拡大するといったような懸念がある。 一方で、子どもの数が減少していく見込みを立てているため、今後、5年間の子どもの数の推移を注視していく必要はあるが、直ちに認定こども園の利用調整を緩和することについては、慎重に考える必要があると考えている。
川北部会長	様々な御意見をいただいたところですが、本日いただいた御意見を基に、事務局の方で、具体的な見直し案の検討をいただければと思います。吉田委員が再三おっしゃってる丁寧に丁寧についていうところが、私もやっぱりそうだと思います。 議論の際の言葉遣いもそうですし、行政からの説明とかも、もっともっと丁寧に私たちも聞いていかないといけないなと感じています。 本日時間の関係もありますので、この検討の結果につきまして、また、本部会で改めて御説明いただいてよろしいでしょうか。

事務局	次回の部会において回答いたします。
川北部会長	それでは3つ目の議題ですが、「保育所等における保育士配置の特例に関する経過措置の取扱い」について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	＜資料3＞を用いて説明＞
川北部会長	本件は報告事項ということになりますが、特段の御意見等ございましたら、お願いいたします。
藤本委員	いわゆる経過措置を延長するということについてはやむを得ないというふうに思うが、こどもまんなか社会ではないと感じる。 この経過措置の趣旨としては、各保育施設で従事する保育士の人材が不足しているから、一定の要件を満たす方で対応できるようにするというもので、本来は人材が不足している根本の原因に対して手当をするべきで、それをせず安易に経過措置の延長で対応するということになってしまっていないか。 こういったやり方は本当におかしいと思うし、保育士等の処遇を手当するといったことに切り込んで初めて解決につながる。働き方改革でも原因に切り込むことで、長時間保育を解消できるように、そのあたりの大事なことには着手せず安易な対応をなっていることに非常に不満と言うか、果たしてこれでよいのかと切実に感じる。
中野委員	先ほど言っていたとおり、理由が、保育士の担い手確保が一段と厳しい状況だから、仕方なく延長という感じであるが、その部分を根本的に改善していくようにもっと考えていただきたい。保育士の担い手が確保できないのは、こどもまんなか社会とってはいるが、保育士が魅力的な仕事ではないのかと思う。私自身も保育士であるが、仕事のやりがいとか、とても毎日楽しく幸せな時間がいっぱいあり、良い仕事かなとは思いますが、ボランティアではなく、当然、自分の生活も営んでいかないといけない。労働とか責任に対して、見合った対価・待遇は改善されていくとよいと思う。 もう1点、保育現場では看護師職など、他の資格職の方も、代替可能ということであるが、看護師職の私の友達も保育に興味があるとのことであったが、実際に保育現場での仕事を探すと、保育士ってこん

川北部会長	なに給料が安いのかと、びっくりされたことがある。 現場で子どもたちのために頑張っている先生がたくさんいるので、今後、ぜひ対応してほしい。 国の方針や社会の流れに乗っていかないといけない部分もあるんですが、本日の議論でも話題にあった、京都市の保育をどうしていくのかっていうところを、これからも引き続き丁寧に考えていくことが必要なかなというふうに思っています。 まだまだ御意見等たくさんあるかと思いますが、本日お伝えいただけなかった意見等については、お手元の御意見・御質問票に、御記入いただき、事務局に御提出いただければと思います。 それでは本日の議題は以上となります。 事務局に進行をお返しいたします。
金井塚室長	<閉会あいさつ>
事務局	川北部会長、本日は進行ありがとうございました。 また委員の皆様におかれても、長時間ありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございました。 以上をもちまして、第2回幼保推進部会を終了させていただきますが、第3回の幼保推進部会につきましては、今年の12月頃を目途に開催したいと思っております。 また詳細決まり次第、改めて御案内をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。 それでは委員の皆様、本当にお忙しい中ありがとうございました。これにて終了とさせていただきます。
伊佐委員	<部会后、書面で提出があった追加意見> 議題1 京都市はぐくみプラン素案について 「こどもまんなか社会」の実現に向け、各機関・各施設が、切磋琢磨しておられることには本当に感銘を受けました。実現に向け、子ども達のために、保護者のために教職員、保育士も一生懸命働いていますが、教職員、保育士不足により大きな負担となり、心身共に疲弊しているのが現実です。 毎日、派遣会社からは人材紹介の電話やFAXが来ますが、どうし

矢島委員	て養成学校からの入職希望者が少ないのか。 「こどもまんなか社会」を実現するための一番目の社会である保育者という仕事の魅力をもっとアピールし、更なる処遇改善が必要ではないでしょうか。 議題1 京都市はぐくみプラン素案について 京都の未来を支えるのは、今、目の前にいる子ども達です。 その育ちを支えるのは我々大人、つまり社会です。私達大人が子ども達のより 良い未来の架け橋となるために、社会全体の意識改革を後押しすることができるようなプランでなければならないと思っています。 こども大綱が制定され、こどもまんなか社会を実現するために、このプランが まさに“こどもまんなかアクション”として機能していくことを願っています。 丸橋委員より、小学校での不登校の問題が話されましたが、 第2章 施策の体系 2 ライフステージに応じた施策 で、それぞれの育ちの区切りが 子どもの誕生から幼児期まで ⇒ 学童期から思春期まで となっており、子どもにとっては大きな変換期となる「幼児期から学童期」へつながる連続期間の取り組みが具体的になっていないので、育ちの連続性という意味でも、この部分を工夫できないか？ (連名) 内海委員 杉本委員 矢島委員 去る10月15日開催された第二回幼保推進部会は短時間であり、1議題1人1回の意見陳述にとどめるようにとの約束の中での開催でありましたので、意見交換や理解が十分にできなかった感は否めません。 したがって25日の全体会議に向けて幼保部会の答申がどのように表現されるのか？特に幼保推進部会にとっては、少子化で供給過剰が9,000名と言われた状況は死活問題であり、討議不十分のままでは委員として納得できるものではありません。私たちは、部会としての討議が不十分と思われるので、再度幼保推進部会が開催されることを希望しています。 しかしながら、全体会議まで時間もないことから妥協的に以下のことをお願いするものです。
-------------	---

議題２の「第３期事業計画における受給調整の特例の取り扱いについて」は、原案通りで第３期（５年間）はやむを得ないと思われます。その議題の中で、数人の委員より提案された「利用調整の緩和」は、第３期も従前同様に考えているとの答弁でありましたが、この点については大きな認識違いがあります。

まず、保育園と認定こども園の委託契約と直接契約の違いについては共通認識していただいているはずです。

次に、「待機児童が０人またはそれに近い状況にある市町村」では、利用者の選択や希望を重視することから認定こども園では第一希望の保護者の中から入園を決定することができることになっています。

局は「市内１００ヵ園で利用定員超が存在する。」「人気園に申し込みが殺到すると待機児が発生するため、他園にも入園させるよう取り計らわねばならない」との理由で「利用調整の緩和」は行わないと言われました。

これは重大な問題を含んでいます。定員を超えている園は１００園とのことでありましたが、その超過人数の合計は？また、１ヶ園の平均の超過人数は？それは２年間は猶予がある利用定員増の修正途上なのかも知れません。或いは一時的な超過かも知れません。実数を公表していただきたいと思います。

更には、京都市は数年来待機児童ゼロをＰＲされておられるのに「潜在的待機児童も多い」とも発言されました。待機児童ゼロには裏表があるのでしょうか？実態として９，０００人の供給過剰がありながら認定こども園への利用者の選択、希望をこれからも５年間重視しないという答申がだされることには納得できません。

局も第一希望園に申請をすることにはご同意いただいている発言もありましたし、努力しないで人気園になることもあり得ません。このあたりの事情はよくよくご理解頂いていることと存じます。

現行の利用調整が５年間固定されることなく、年次ごとに状況を踏まえて認定こども園の利用調整の緩和を進めていただきたいと思います。

したがって、今回の幼保推進部会の答申には「認定こども園の利用調整の緩和については引き続き検討していく」こととなった。と、留めていただきますよう強くお願い申し上げます。

または、幼保部会の追加開催をお願いいたします。

<今後の論点>

	① 保育園と認定こども園の委託契約と直接契約の違いについての 共通認識 ② 京都市が「待機児童が0人またはそれに近い状況にある市町村」 であることの共通認識 ③ 利用調整の緩和は、利用者の選択や希望を重視することが目的 であることの共通認識 ④ 認定こども園では第一希望の保護者の中から入園を決定する ことができることになっていることの共通認識 ⑤ 利用希望者は第一希望の園に入園申請を行うことをルール化する 調整
--	---